

公営企業会計滞納整理実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、増加する水道料金、下水道使用料、温泉料金及び漁業集落排水施設使用料（以下「水道料金等」という。）の未収金を減少させるため、滞納者に対し公平、平等な取扱いをすることを原則に、職員の心構え及び滞納整理の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(職員の心構え)

第2条 滞納整理に携わる職員（以下「担当職員」という。）は、あらかじめ滞納者の財産調査を行い、抵当権設定及び根抵当権設定を視野に入れて納付交渉を行うものとする。

2 特定の料金のみでの納付交渉とせず、滞納者に係る全ての水道料金等（別水栓を含む）について納付交渉を行うものとする。

(給水停止及び給湯停止処分までの手続き)

第3条 給水停止及び給湯停止処分は、督促状及び催告書等の発送の手続きを行った後、次条に定める基準に基づき行うものとする。

(給水停止及び給湯停止処分の基準)

第4条 担当職員は、水道料金及び温泉料金の滞納整理を実施するにあたり、給水停止及び給湯停止の処分を行うときは、次の各号のいずれかに該当したときに行うものとする。

- (1) 納期限後納付がなく、督促状及び催告書等を発送してもなお、納期限内に納付がない者。
- (2) 滞納が生じた者のうち、求めに応じず納付誓約書を提出しない者。
- (3) 滞納月数にかかわらず、提出した納付誓約書の誓約を履行しない者。また、納付していても、未収金が十分かつ確実に減っていると認められない者
- (4) 市長が特に必要と認めた者

(給水停止及び給湯停止処分後の開栓基準)

第5条 担当職員は、前条の規定に基づき給水停止及び給湯停止処分を行った後、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに開栓するものとする。

- (1) 滞納料金を完納した者
- (2) 納付誓約書を提出した者で、未収金が十分かつ確実に減っていくと認められる者
- (3) 市長が特に必要と認めた者

(抵当権設定)

第6条 納期限を経過しても納付ができない者は、抵当権設定の承諾書（抵当権設定登記に必要な書類一切を含む。）の提出を求めることができる。

(根抵当権設定)

第7条 納期限を経過しても納付ができない者は、根抵当権設定の承諾書（根抵当権設定登記に必要な書類一切を含む。）の提出を求めることができる。

附則

(施行期日) この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附則

(施行期日) この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

(施行期日) この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附則

(施行期日) この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日) この要領は、令和6年4月1日から施行する。